

日本科学者会議
京都支部ニュース 4月号 No.482

2024年4月15日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-280018

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。
店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）、店番：448、預金種目：普通預金、口座番号：0280018

目次

- ・第58回京都支部定期大会のご案内……………2
- ・JSA 京都支部第5回市民講座のご案内……………2
- ・「バイバイ原発3・9きょうと」円山集会報告（竹中寛治）……………3
- ・『日本の科学者』読書会3月例会「地方自治体主導の温室効果ガス削減計画と対策」……………4
- ・緊急講演会「能登半島地震の震源 珠洲市の原発立地をめぐる闘争を振り返る」の報告（細川孝）……………6
- ・寄稿：AIについて語ろう（坂本宏）……………7
- ・寄稿：いま学問の府で起きていること—千葉大学の学長選考にみる大学の自治（前田耕治）……………9
- ・寄稿：福島原発事故による健康被害について（その10）（大倉弘之）……………11
- ・「京都支部ニュース 2024年3月号」の訂正……………14
- ・支部主催・関連行事案内……………14
- ・支部幹事会だより……………16

<新年度会費の早期納入願い>

4月1日から新しい会計年度が始まりました。同封しました郵便振替用紙に記載の金額が請求額になります。この郵便振替用紙を使って納入をお願いいたします。過年度の未納会費がある方は、その分も請求させていただいております。なお、全国本部への会費納入は、月ごとに登録支部会員全員の本部会費を、その月までの既納入者の会費で納入していますので、早期に会費納入がないとやり繰りが大変なこととなります。今年度会費の早期納入にご協力くださるよう切にお願い申し上げます。

（支部財政担当・細川 hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）

京都支部第 58 回定期大会のご案内

京都支部第 58 回定期大会を以下の日程で開催します。

日時：2024 年 5 月 19 日（日）10 時～16 時 30 分

開催方法：対面・オンラインのハイブリッド開催

会場：龍谷大学深草学舎 22 号館 103 教室（最西端の建物の 1 階）

オンライン ZOOM URL：

<https://us06web.zoom.us/j/82690843837?pwd=TzBVYzkzQURhMUoweVd0cDFhZUx3dz09>

ミーティング ID: 826 9084 3837

パスコード: 443277

基調講演（京都支部第 5 回市民講座） 10：00～12：00

「戦争と医学・医療—戦争加担に関する日本医学会創立 120 周年記念の提言の実現のために」

講師 西山勝夫氏（滋賀医科大学名誉教授）

「能登半島地震の被害の特性と復興をめぐる対抗 —地域経済学の視点から—

講師 岡田知弘氏（京都橘大学）

定期大会議事次第 13：00～16：30

議長選出

議案 1 2023 年度活動報告，決算

議案 2 2024 年度活動方針，予算

議案 3 支部幹事，会計監査選出

大会成立には委任状も含めて支部会員の過半数の出席が必要です。

出欠・委任状ハガキを 5 月 8 日（水）までに必ず投函してください。電子メールでの回答も受け付けます。支部幹事の選出は立候補制です。ぜひお力をお貸しください。

JSA 京都支部第 5 回市民講座のご案内

日時：2024 年 5 月 19 日（日）10 時～12 時

会場：龍谷大学深草学舎 22 号館 103 教室（最西端の建物の 1 階）

オンライン ZOOM URL：

<https://us06web.zoom.us/j/82690843837?pwd=TzBVYzkzQURhMUoweVd0cDFhZUx3dz09>

ミーティング ID: 826 9084 3837

パスコード: 443277

講演 1 「戦争と医学・医療—戦争加担に関する日本医学会創立 120 周年記念の提言の実現のため」

講師 西山勝夫氏（滋賀医科大学名誉教授）
講演概要

1. 日本医学会『未来への提言』（2022 年）

日本医学会は2022年に創立120周年記念事業を行った。その一環として『未来への提言』を発表した。注目すべき「提言」は以下である。

▶ 医学・医療の名において、人間の尊厳 人権の尊重が蹂躪され、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ

・戦時中に七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験（当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実）

・ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術

・薬害エイズ事件

・「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪

▶ 私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する

2. 「提言」後の日本医学会

「戦争と医の倫理」の検証を進める会は、「今後、どのように取り組んでいかれるのか」をうかがう懇談の「場」を設けるようにという要望を日本医学会(門脇孝会長)、第32回日本医学会総会(2027年、大阪、澤芳樹会頭)宛に出した。

3. 検討事項

- ①日本医学会総会の自省
- ②日本医師会の1949年決議・1951年声明
- ③戦時中から継続する各医学会の自省
- ④戦前から続く大学などの自省
- ⑤医学教育の変革
- ⑥日本学術会議への貢献
- ⑦政府・国会・司法

⑧国民への周知・国際関係

⑨その他

講演2「能登半島地震の被害の特性と復興をめぐる対抗 ―地域経済学の視点から―

講師 岡田知弘氏（京都橘大学・京都大学名誉教授）

講演概要

2024年元日に発災した能登半島地震は、石川県の奥能登地域を中心に新潟県、富山県、福井県の各地に、大きな人的・物的被害をもたらした。しかし、石川県と国による初期対応の遅れや、その後の支援体制のまずさがある。とりわけ能登半島部における倒壊家屋の撤去や公費解体が大幅に滞る事態となっている。しかも、人口減少と高齢化が進行する地域で、二次避難を優先したために、現地での復旧・復興策の検討が遅れ、被災者が主体となった地域再生の動きも極めて弱いという特性が明らかになってきている。

他方で石川県では、国の指導の下、「創造的復興」を掲げて「選択と集中」政策を各分野で策定しつつある。また、それらの背後には、「復興よりも都市部への移住を」という政策的思潮がある。しかし、大災害の時代において、それは妥当な方向なのだろうか。被災者の声を聴かずに、トップダウン的な復興策をとった阪神・淡路大震災及び東日本大震災被災地では被災者の生活再建の障害ともなった。さらに、志賀原発も、福島第一原発と同様の大事故寸前の事態になっていたことが明らかとなっているので、原発問題も焦眉の課題である。

能登半島地震は、京都をはじめ近畿地方にとって、決して他人事ではない。大災害の時代において、多くの教訓を示してくれている。この点について、私見を述べてみたい。

「バイバイ原発3・9きょうと」円山集会報告

竹中寛治

3月9日(土)午後、「バイバイ原発3・9きょうと」集会が円山公園音楽堂で開催され、1100人が参加しました。主催は日本科学者会議京都支部も参加する「バイバイ原発3.9きょうと」実行委員会です。ゲスト講演者は、夫婦漫才師のおしどりマコ・ケンさんで、福島原発事故以来ずっと東電の記者会見に出席し続け、最近では東電担当者と自分たちだけのときもあるとの粘り強さを笑いを交えて話されました。原発や被ばく問題を扱うことで所属会社やマスコミから圧力を受けたことや、欧州に呼ばれて子どもたちの自主的な学習意欲に触れるなど、日本と世界の違いについても分かりやすく語ってくれました。今回は、司会やスピーチに若者や留学生が登場するなど、世代交代も感じさせてくれる集会でした。凍えるほどの寒さの中の集会でしたが、その後、集会参加者は京都市役所前までデモをしました。

『日本の科学者』読書会3月例会(3/18)の報告

2月号特集:「地方自治体主導の温室効果ガス削減計画と対策」

標記例会が3月18日(月)15時30分より17時30分までZoomを用いて行われた。参加者7名。著者の河野仁氏を招いて、特集より2篇の論文が議論された。

河野仁『山間の町村と小都市における自然エネルギー利用促進と環境保護、経済循環』(報告:河野仁)

産業革命以降の世界の平均気温上昇は2023年度に1.45°Cに達し、パリ協定の目標1.5°C未満にもう到達している。日本では、集中豪雨や高温による新潟のコメの不作など、気候変動が我々の生活に大きな影響を与えてきている。IPCCによると異常気象はこれからさらに進行し、世界の多くの人々の生存に大きく影響すると予想されている。

日本の自然エネルギーポテンシャルは現在の発電設備容量の数倍あり、自然エネルギーでほぼ自給できる。ところが、日本のCO₂削減はヨーロッパの先進国と比べると

大きく立ち遅れている。その背景に、大手電力会社の火力発電、原発などの継続方針と自然エネルギー導入を進めようとする新電力会社の利益対立がある。

自然エネルギーの利用促進は地方自治体主導で環境保護とセットで進める必要がある。環境保護の視点から風力発電のゾーニング事例を紹介した。住居地から十分離れた高原にウインドファームを導入し、騒音問題をクリアしている岩手県葛巻町の事例を紹介した。

歌川によれば、既存の技術でCO₂排出量の削減目標達成は可能である。また、対策の多くは経済的にもとがとれる。対策が進まないのは制度・しくみ、情報共有の問題

である。また、制度としては、再エネの系統への優先接続、優先利用が重要。省エネ・再エネともローンのように設備費を光熱費減や再エネ売電収入分で返済する「初期投資支払いゼロ」のしくみづくりが地域で可能である。

京都府と滋賀県のCO₂排出削減計画の一部を紹介した。市民、事業者、地方自治体の共同によって計画を具体化し、専門的知識をもつスタッフをそろえた組織など実行体制を作る必要がある。

ドイツでは共同組合で風車建設を行う事で、組合員に発電の利益が還元されるが、日本の風力発電は事業者が行い、地元利益が還元されない。地元利益が還元される仕組みを作る必要がある。

ケンジ ステファン スズキ『デンマークにおける自然エネルギー導入への市民参加と教育』（報告：左近拓男）

本論文では、デンマークにおける自然エネルギー導入の歴史と現状について詳説されている。デンマークでは70年代のオイルショックを契機に、国をあげて電力・熱供給を国内で確保することが決定された。電力供給においては自然エネルギー資源の中から特に風力を活用すること決め、市民参加を促し義務付けた。学校においても子供たちがエコ・スクール運動を立ち上げ、地球環境に負担をかけない学校運営を呼び掛けた。それらの活動の結果、2023年8月時点で電力供給の約50%が風力発電によって供給されている。デンマークでは1990年に既に持続可能に向けた政策が具体化され、住民や教育現場においてもその具体化のための努力がなされている。以下では、各章の要点についてまとめた。

はじめに

デンマークの国土の特徴：デンマークの国土面積は日本の九州と山口県を合わせた面積

とほぼ同じ。デンマークの国土は高い山がなく平坦。海に囲まれている国土は常に風が吹き妨げる障害物は少ない。国土の約61パーセントは農地で、その半分は大麦、小麦などの穀類の生産地にあて、また牧草地として利用している。

エネルギー政策の特徴と効果：各種エネルギー政策の目標（目的）は国外の石油に依存しない。この対策によって農地利用と市民によるエネルギー自給が進められた。

第一次オイルショック時点におけるデンマークのエネルギー自給率は1.8パーセント。1976年：石油エネルギーの高騰への予防策としてデンマークの政府は『エネルギー政策1976年』を発表。発電においては石油から石炭、原子力にシフトする政策。

1990年：『「エネルギー2000年」を提言し、エネルギー供給策と環境保護策を結び付け持続可能な発展に向けたデンマークの採るべき基本的政策案を発表。①国内エネルギー消費量を2005年までに1989年の水準に比べ15パーセント削減。②地球温暖化の原因とみられる二酸化炭素の排出量を2005年までに1988年に比べ20パーセント削減する。③二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO_x)の放出量を2005年までに1988年比、それぞれ60パーセント、50パーセント削減。

1990年3月：エネルギー省は風力発電導入に関しての手引書を作成しアムト（日本の県行政区に当たる行政区）と市町村行政区に配布。

第1章では、デンマークにおける風力発電導入策に向けた法整備と手続きについて解説されている。風力発電は1980年約1MW(1000kW)が1990年には175MWに増加した。その過程で、デンマークのエネルギー省は、風力発電所の設置場所に関する法律を整理した。風力発電所の設置場所に関し「建築法」「土地分割法」「環境保護法」「自然保全法」「航空法」「電波通信法」「農地法」などの法律を整理し、風力発電所を設置して良

い場所と設置していけない場所を具体化した。

風力発電所の立地状況：デンマークの風力発電所の殆どは農地に建てられており、発電所として利用する土地の面積はタワー直径部分と小規模の変圧器を置くだけの面積であり、タワーの根元まで耕作が可能である。

第2章 デンマークにおける風力発電所への投資家の居住地の規定

風力エネルギーは地元のエネルギー資源および資産とし、住民の投資が促された。風力発電所が国内外からの投資対象ではなく、地元住民の資産であることとなり住民参加が容易になるように工夫されている。風力発電への投資は投資家にとって銀行にお金を預けるよりも良い利回りになったことで、銀行からの融資をうけることも容易になった。

第3章 風力発電所の共同所有に関しての仕組みと配当額について

1992年導入当時では一人当たりの投資できる最大量は8口まで。一口当たりの投資額単価は現在の日本円で9万2,000円。一口当たりの配当額は1万2,400円。利回り13.5%。2022年には利回り18.5%。売電収入は無課税。リスクのない良い投資となっている。

第4章 デンマークの風力発電所共同所有の背景にある国民教育について

共同風力発電導入の背景：①1882年以来協同組合制度による国民間の高い信頼感。②学童の地球環境保全に対する理解と行動。1992年リオデジャネイロ会議で提案された「地球を考え地域の活動」が発端となり、1993年9月デンマークの町グラードサックスの中学校の9年生が「環境に負担のかけない学校作り」という運動を始めた。この運動の目的は、学校で消費する電力と水道を節減し廃棄物の削減を通し、「地球温暖化防止」へ協力するとした。デンマークの学童が始めた地球温暖化防止運動「緑の旗」はその後イギリス、オラ

ンダ、フランス、スペインなどの学校に普及し「エコ・スクール」と呼ばれる活動になった。欧州諸国が地球温暖化防止策手段の一つに風力発電に力を入れている裏に「エコ・スクール」活動に参加した学童がその後大人になり、実践に移しているとも思える。

読書会では、スズキ氏の論文の紹介と併せて、日本における風力発電の状況についても学習した。私からは秋田県における風力発電について紹介した。秋田県ではすでに鳥海山西側のかかほ市で陸上風雨力発電が行われているが、2016年に東北電力などの大手電力会社と建設会社、地元の企業が株主となって秋田洋上風力発電株式会社が設立された。秋田港(4.2 MW 13基)と、能代港(20基)の港湾区域に140 MWの着床型洋上風力発電施設が建設されている。他にも秋田県由利本荘市沖や、長崎県五島列島が促進区域とされている。

日本政府の「エネルギー基本計画」は、総発電電力量に対して2030年度に風力が占める割合を1.7%程度とし、洋上風力は0.8 GWとしている。一方、日本風力発電協会(JWPA)は、洋上風力の中長期の導入目標値を、2030年までに10 GW、2050年までに37 GWと見込み、2018年の段階で、建設準備中や環境アセスメント手続き中の案件、今後の導入促進を考えれば、2030年の値は充分達成できるとしている。事業者の見通しに比べ、現在の政府の目標値は、市場シグナルを送るのに充分であるとはいえない。

デンマークでは1980年台にはすでに風力発電を電力源のメインと位置付け、「環境保護法」などの法整備により、住民が主体的に参加するシステムが確立された。デンマークの取り組みは、これからの日本における持続可能社会を考える上で大変参考になると思う。

緊急講演会「能登半島地震の震源 珠洲市の原発立地をめぐる 闘争を振り返る」の報告

細川 孝

「能登半島地震の震源 珠洲市の原発立地をめぐる闘争を振り返る」をテーマに緊急講演会が3月19日、龍谷大学（深草キャンパス）において開催された。主催は龍谷大学の教員有志による実行委員会であり、JSA 京都支部も開催に協力した。参加者は約70人であった。

講師は、元NHKのディレクターである七沢潔さん（現在は、中央大学法学部特任教授）が務められた。講演に先立って、1990年5月にNHKで放送された「ドキュメンタリー90 原発立地はこうして進む 奥能登・土地攻防戦」が上映された。また、冒頭で大島堅一さんがビデオレターで、この番組の意義と今日的な重要性について強調された。

「奥能登・土地攻防戦」では、電力会社による土地買収や接待旅行の実態がリアルに示され、原発に反対する住民による原発予定地の共有化運動なども報じられた。続いて、七沢さんが番組の背景、運動が勝利した要因について話された。運動勝利の要因としては、反対派の「個人攻撃をしない、孤立させない＝包摂」という運動のあり方を強調された。七沢さんは能登半島地震後に訪問した現地の様子を紹介した。高屋、寺家、珠洲原発の予定地の様子が映像で示され、高屋の反対運動の中心であった塚本眞如さん（圓龍寺住職）が「今回ここに閉じ込められた。原発事故があれば逃げ場もない。放射能は名古屋、大阪方面に拡散して大惨事に。『西日本を救って

くれてありがとう』の電話で初めて原発を止めた意味がわかった」との声が強く心に響いた。

今回の地震によって志賀原発も被害を受けているが、構内の断層や隆起は「見せない、撮らせない」とうことで実態は隠されていることも述べられた。避難計画は崩壊しているが、原子力規制委員会は不作為であることが『東京新聞』2024年3月11日の「社説」をひも解きながら紹介された。山中伸介委員長は「原子力災害対策指針については、特にこの地震を受けて見直さないといけないところがあるかということ、私はないと考えています」と述べている。

北野進さん（元石川県議、元珠洲市議）の「規制委員長は家が壊れたら避難所へというがその前に人命救助が必要で、そこで被ばくすることが分かっていない。全員交代すべき」との発言と、塚本さんの「規制委員の学者はここに来て何が起こったのかを見てから、話しあってほしい」の発言が紹介された。講演の最後に七沢さんは、次のように話された。能登各地を訪ねて、大きな地形変動のスケールの大きさと破壊の強烈さに圧倒され、そこで暮らすことの厳しさを思った。その一方で現実を見ずに責任から逃げる行政の無能力さ、原発推進へ向けての正常性バイアスになびくメディアの姿に落胆した。地震活動期に入った日本でこれから先に起こる地震、津波と原発事故の複合災害の前では、こんな

現状維持の安易でちっぽけな「馴れ合い」は通用しない。本当の地獄になるだろう。

講演の後に、福島から自主避難されている

方（原発賠償関西訴訟原告団）など参加者からの発言があり、七沢さんがこれに応じた。タイムリーな企画であったと思う。

寄稿：AIについて語ろう

坂本 宏

最初に断って置くが、私は AI の専門家ではない。ただ、研究の必要上から時折情報に触れる機会があった。通りすがりのものとして思うところを書きたいと思う。

先日、NPO 科学カフェ京都の市民向けの例会で講演を行う機会を得た。タイトルは「巨大科学を支える世界分散コンピューティング」というものであった。内容は、第二次世界大戦後に始まる電子計算機の発展の歴史をたどり、それにより可能となった膨大なデータ処理が最近の巨大科学の実現を可能にする重要な要素になっていることを解説した。科学カフェの例会は講演後の質疑の時間を潤沢にとるのが特徴でこの回もたくさん質問があった。その質問の主要な部分は AI、人工知能に関するものであった。講演では AI に関してはスライドを 2 枚見せたただけであったにもかかわらずである。いかにこの問題に多くの関心が集まっているかが分かる。そのスライドの一枚は **Our World in Data** というウェブサイトから引用したもの [1] で、膨大なデータと計算を伴う機械学習に必要な計算力が、計算機技術の急速な発展により利用可能になったことを示している。実用的に意味のある計算が出現するのは 2010 年代に入ってからで、計算量が 1ZFLOP、1ゼタ(=10 の 21 乗)浮動小数点演算、世界最速のスパコンで数時間の演算が行えるようになったことによる。

実は私が所属していた欧州合同原子核研究機関 CERN の LHC 加速器 ATLAS 実験で

も AI、正確に言うと機械学習の導入は積極的に行われてきた [2]。粒子の飛跡を再構成する場合、空間的に散らばった検出器信号の発生位置を繋いでいって荷電粒子が通過した飛跡を予想する。実際には数百~数千の粒子が発生していると考えられる。雑音による余計な信号や、検出器の感度の不十分さによる信号の欠損も予想しながら、最もそれらしく信号パターンを満足する粒子群を求めたい。3次元空間に分散する信号の位置を順番にたどり、あらゆる可能性を保留しながら飛跡を仮定していくので膨大な計算量が必要である。機械学習を用いれば、信号の 3次元分布をもとに瞬時にパターン認識をして可能な粒子群のリストを作れる。もちろんそのためには事前に膨大な学習データを用意しておく、それらを機械学習に食わせることによりパターン認識を可能にする。教師付学習と呼ばれるが、それぞれの学習データは、信号の分布とその正解である粒子情報から出来ており、学習を通して与えられたパターンに対し学習した正解に近づくように機械学習は応答する。変数が膨大にあり問題を解析的に解くのが不可能なような課題に対して有効な技法である。正解を与えない教師なし学習の開発も進められている。

機械学習は問題領域で発生する膨大なデータを元に計算力を駆使して学習し、与えられた情報パターンに対し最もそれらしい解答パターンを与える。機械学習自体が物理法則や検出器応答を理解しているわけではな

い。あくまでも学習したパターンとの類似性を演算により求めているだけである。問題領域が明確に閉じている場合には、道具として大変有効であり様々な領域で応用が可能である。AI を有名にしたものの一つに囲碁や将棋のソフトがある。それぞれのゲームのロジックに支配されるきわめて限定された問題領域に閉じた応用である。

昨今世間を賑わしているものに生成 AI がある。簡単な文章で質問を与えるとそれに生成 AI が答えてくれる。また、いくつかのキーワードを与えるととってもらしい画像を生成してくれる。これらも生成 AI が文章を理解しているわけではなく、質問の文章のパターンに学習したのから最もそれらしい解答パターンを返しているだけである。初期(2016年)の AI である Microsoft 社の Tay は Twitter(現 X)での約 10 万ツイートの対話を通して学習し、16 時間後には「ナチスは正しかった」と述べるなど反ユダヤ的になってしまいオフラインにされた[3]。AI がどのようなデータを学習したのかということこそが重要であり、それにより AI の振る舞いも変わってくる。このように、対象とする問題領域が世界にあふれる様々な情報～ビッグデータに拡大し、その領域の境界が消失すると、AI の生み出す産物が思わぬ社会的問題を引き起こす。記憶に新しいところでは、2023 年 5 月から全米脚本家組合が行ったストライキも、生成 AI が脚本家の権利を侵害することを防ぐことも要求の一つに掲げられた。他にも小説や楽曲、絵画など著作物を学習データに使用することによる著作権侵害など様々

な課題が浮かび上がってきている。AI による生成物がぱっと見では本物と区別がつかないことから、犯罪や悪質な宣伝に用いられていることも承知の通りである。

話を研究・教育分野に戻そう。若い世代での生成 AI の利用も当たり前になってきている。日本財団の 2023 年度 18 歳対象の調査[4]でも 36.1%が知っており使ったことがあると答えている。レポートを書くときに生成 AI の助けを借りるのはもはや当たり前か。教員の立場としてどのように指導していくか、確信を持つためにも議論が必要であろう。科学者会議での議論のテーマとしてふさわしいのではないか。

参考文献

- [1] “The brief history of artificial intelligence: The world has changed fast – what might be next?”, Max Roser, Dec. 6, 2022, <https://ourworldindata.org/brief-history-of-ai>.
- [2] ATLAS experiment: machine learning, <https://atlas.cern/tags/machine-learning>.
- [3] “差別主義者と化した AI ボット「Tay」からマイクロソフトが学んだこと” Asha Barbaschow (Special to ZDNET.com) 翻訳 <https://japan.cnet.com/article/35140462/>
- [4] “日本財団 18 歳意識調査結果 第 57 回テーマ「生成 AI」” <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2023/20230901-93494.html>

寄稿：いま学問の府で起きていること—千葉大学の学長選考に
みる大学の自治

前田 耕治

今年 1 月末に発表された千葉大学の学長選考の結果が学内外で問題視され、マスコミでも報道される事態となっている。同大学では、昨年秋の現職学長の逝去を受けて学長選考が行われ、3 人の学長候補に対して意向投票が行われた。3 人の候補の得票率は、第 1 位が 39.7%、第 2 位が 33.2%、第 3 位が 26.0% だった。ところが、同大学の学長選考・監察会議は得票第 2 位の医学部の教授を次期学長に指名した。しかも、意向投票の結果を覆した選考についての具体的な説明はなかった。これに対して、7 つの学内組織の教授会や執行部が同会議に対して選出理由の説明を求める要望書や質問書を提出する異例の事態となった。

今回、特筆すべきは、千葉大学の学生からも疑問の声が上がり、学生・卒業生有志によるオンライン署名「学内意向聴取の投票結果に反する学長選考について適切な説明を求めます！」が始められたことである。ひと月で 14,000 名を超える賛同が集められ、大学当局に提出された。学内外の要望を受けて、学長選考会議は、3 月 7 日、臨時の会議を開催し、次期学長を決めた 2024 年 1 月の会議議事録を 3 月末までに公表するに至った。公表した議事録には、「学内意向聴取の結果は重く捉えるべきと考える」などの意見や 8 票対 6 票で決した採決の結果が記されている。

国立大学における学長選考において、学内の意向投票における 1 位の候補者が学長に指名されなかった例は、今回の千葉大学に限らず、これまでも、新潟大学、滋賀医科大学、岡山大学、山形大学、大阪教育大学、高知大学、九州大学、京都工芸繊維大学など多数の大学で生じている。

実は、このような逆転現象が起きたのは、2004 年に国立大学が法人化されてからである。それまでは、学内教職員による直接投票により学長が決まっていたが、法人化後は、国立大学法人法によって学長選考会議（現在

表 主な国立大学における学長選考における意向投票の有無と結果公表

大学名	意向投票	結果公表
北海道大学	○	○
東北大学	○	○
筑波大学	×	—
千葉大学	○	○
東京大学	○	○
金沢大学	×	—
名古屋大学	○	○
京都大学	○	○
京都工芸繊維大学	×	—
滋賀大学	○	○
大阪大学	○	○
岡山大学	○	×
広島大学	○	×
九州大学	○ (改定 予定)	△ (氏名の み)
熊本大学	○	×

は、学長選考・監察会議) が設置され、ここでは学内投票はあくまで「意向調査」として選考の参考資料として扱うという位置づけに大きく後退した。しかも、選考委員の半数は学外委員で構成されることになった。学外委員の中には会社経営者もいて、あたかも社長が社員の選挙で選ばれるような制度に違和感を抱いており、大学の自治や学内民主主義という観点は希薄にならざるを得なくなった。その代わりに、経営戦略とリーダーシップという観点が強くなり、それは 2018 年に文部科学省・内閣府から出された「国立大学ガバナンスコード」により明確に打ち出されました。そこには、「意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い」と書かれ、これにもとづいて意向投票を廃止する大学が増えてきた。また、実施しても結果を公表しない大学もある。筆者の所属する大学で

は「意向調査」は残されたが、投票ではなく複数の項目にわたる5段階評価を行う制度に改められた。また、再選信任の場合は、学内の意向を聴かないという大学も多くある。

学長選考会議の問題点は、意向投票の軽視や廃止だけではない。当初のように、学長・理事が選考委員になることはさすがに禁止されたとはいえ、互選の母体となる学内の教育研究評議会や経営協議会の委員の多くは学長に選任される場合が多い。そうなると、どうしても現職学長の意向が反映されやすくなる。最近では、筑波大学や広島大学のように、現職学長の10年を超える任期延長を学長選考会議が決定して、多選・長期化の弊害が懸念されている。

昨年末、国会の内外で反対運動が広がった国立大学法人法の改正では、学長の上に、大学運営を左右する組織を文科省主体で設置することが可能になり、国立大学の自主性や自治が益々失われる事態が進んでいる。その背景には、安定した財政的基盤の後退がある。

いくつかの国立大学では、施設整備費を自前で積み立てるため、研究スペースの利用料金を受益者負担で研究費から支払うようになった。公費のみでの研究維持は困難になり、外部資金や企業との共同研究に頼る「稼げる教員」が求められる。その結果、自由闊達な発想の上に立つ研究は難しくなり、学問の自由が蝕まれている。今回の千葉大学の「抵抗」は、このような国立大学を取り巻く不安や不満の現れではないかと考えられる。

この閉塞状況を打開するには、国の高等教育政策の根本を変えるしかない。OECD平均を下回る高等教育予算を大幅に増額させ、運営費交付金の回復や教職員の増員を図ることによってこそ、大学の研究力を回復させ、大学に備わるべき自主性・創造性を発揮することができると思う。

この文章は、「京都民報」(2024年4月7日号)に寄稿した記事に加筆したものです。

寄稿：福島原発事故による健康被害について（その10）

大倉弘之

今回も一つの書籍を紹介したい。本ニュース1月号と3月号では本連載はお休みにして、原発賠償京都訴訟控訴審の応援の為に傍聴に駆け付けたことを報告したが、この訴訟の原告は、原発事故による健康被害を避けるために京都へ避難した方達であり、本連載記事としてふさわしい内容でもあった。今回それとの重複があることをお断りしておく。必要に応じてそれらの報告も参照いただければ幸いである。今回紹介する書籍は、それらを含む全国の原発訴訟全体に深く関わる「東京電力の変節 — 最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃」(後藤秀典著, 旬報社, 2023年8月,



1500円+税, ISBN978-4-8451-1842-7)である。今回、全体を一通り読み通した段階で、その衝撃的な内容を広く知っていただかなければと思うに至った。ただし、裁判制度や法曹界についての十分な理解が及ばないという限界を感じつつ、部分的な紹介にとどまることをお断りしておく。

本書は、序章に続いて、第一章「東京電力の変節と原発事故被害者」、第二章「〆国に責任はない…」、最高裁判決は誰が書いたのか」、第三章「原発帰帰へ舵を切る日本」の3章からなる。「あとがき」によると、この第二章の内容が月刊誌『経済』(2023年5月号)に掲載された直後から法律の専門家達から大きな反響が寄せられ、その後極めて短期間で出版されたことがわかる。また、第一章の内容は、岩波月刊誌『世界』(2022年8~11月号)へ連載された。

第一章は本書の半分以上を占め、そのタイトルの「変節」が本書の題名にも使われている。当初、この言葉がピンと来なかったのだが、本書副題にもある「被災者攻撃」が裁判でも現れ出したり、ADRセンター(東電への損害賠償請求の円滑、迅速、公正な解決を目的として設立された国の機関)の和解案を4年間も拒否し続けたり、損害賠償の出し渋りが露骨に始まるなど、東電が賠償裁判をめぐるこの13年間とってきた態度や戦略における変化を多面的に捉えた言葉のように思われる。多くの事例を挙げ、その背景にある国との関係にも迫りながら、取り残された避難者達に心を寄せている。例えば、第一章の冒頭で取り上げられている例は、福島県双葉町で親戚・友人との交流の中で幸せに暮らしてきて埼玉県へ避難した夫婦が、原告として提出した準備書面の中で、引越しの段ボール箱も開けられないままテレビばかり見ているという状態を本人が記した「常にうちにいるときはテレビとお友達」の「テレビとお友達」の部分だけを、東電は彼らの準備書面で再三取り上げて事故との「因果関係を欠くことは明らか」としたのである。「お友達」

と言えるのがテレビしかないという過酷な状況を言葉の上だけでねじ曲げた「被災者攻撃」の一例である。この例で、1月号で報告した京都訴訟(12月21日期日)での原告本人尋問に対する東電側の質問を思い起こした。例えば、子供について困難を抱えていることを訴えた原告避難者に対して、東電代理人は、子供の年齢やイベントの正確な日付などを問い詰めるような質問を行った後、その子供が友達との音楽活動を発信しているSNSを調べてきたらしく、執拗にその確認を求めた。また、原告団の共同代表本人が訴えた肉体的精神的困難に対して、東電側が「会議が多いのでは」という趣旨の質問を行った。そのときは、一体何のためにそんなことに時間を費やしているのかという強い違和感と、困難な中での新たな人間関係構築などの解決へのささやかな努力を揶揄するいじめではないかという悪意まで感じたのだが、本書を読んで一気にそれらの場面が蘇ってきた。改めてこれが東電側が訴訟方針として現在採っている「被災者攻撃」の一環であったのだと再認識した。ただ、この認識は第二章、三章と読み進めるとさらに変化することになる。

第一章の最後には首都圏への避難者に対するPTSD調査が取り上げられている。例えば、阪神淡路大震災の被災者への調査などではPTSDと判断される割合が年と共に漸減していくのに対して、福島事故の後では当初漸減していたものが、2017年から再び増加し2022年度でも4割前後にとどまっている。実は、京都訴訟においてもこれを参考にしてアンケート調査を行い、意見書作成で私も統計分析のお手伝いをしたのだが、やはりかなり高い割合でPTSDが認められる結果が出た。いずれの場合も、時と共に心の負担が軽減するどころか、避難生活が長期化する中で、各種支援策の打切り、「自主避難」というレッテル貼り等の差別、帰還を迫られるなどにより、むしろ追い詰められている様子が感じられるのである。

第二章では、3月号の京都訴訟(3月1日期日)報告でも紹介した、「国の責任なし」とした2022年6月17日の最高裁判決の問題点について、その背景にある司法の実態、即ち副題の「最高裁・司法エリートとの癒着」に迫っていく。本書で、最も衝撃を受けた部分である。実は3月号で京都訴訟での原告弁護士2名(森田、田辺)による最高裁判決の問題点の指摘と改めて国の責任を明らかにする力のこもった論述を紹介したのであるが、そこでは紹介しなかった裁判後の報告集会で、田辺弁護士により、判決を出した菅野最高裁裁判長は退職後、東電の弁護士を出している長島・大野・常松法律事務所の顧問に就任していることが伝えられていたのである。司法の独立性を危うくする癒着と感じながらも、かなり異例のことが起こっているのであろうと思っていた。ところが、この第二章で明らかにされるのは、想像を超える根深い癒着関係である。日本には現在五大法律事務所と呼ばれる巨大法律事務所があり、長島・大野・常松法律事務所はその一つであり500人を超える弁護士が属している。問題の判決は、この菅野裁判長を含む4名の最高裁判事(菅野、岡村、草野、三浦)により出され、「国の責任なし」の多数意見に賛成した岡村判事と草野判事も最高裁判事に任命されるまでに、上記の五大法律事務所のいずれか(あるいはその前身)に所属していたのである。最後の三浦判事だけが国の責任を認める反対意見を出した。本書には「電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図」が載っているが、そこに五大法律事務所の3つが並び、国(政府役人・審議会委員・専門委員)、最高裁判事、東電(社外取締役、代理弁護士)、日本原燃(社外取締役)などの間での人事交流が頻繁に行われてきたことが示されている。著者の後藤秀典氏は法律の専門家ではないが、ジャーナリストとして原発問題に関わってきた弁護士たちへの取材を通じて、判決文を「誰が書いたのか」と問い、さらにその内容にも迫っていく。最高

裁は「法律審」と呼ばれ、高裁で認定された事実に基づき憲法違反の有無、法律解釈などについて審議することになっていて、原則として新たな事実認定をすることはできないことになっている。また、2022年6月17日の最高裁判決は、それまでに行われてきた、福島の生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の4訴訟の国の責任と損害賠償についてまとめて下されたものである。ところが、最高裁判決では津波対策について、これらの4訴訟では認定されていない防潮堤の設置を対策の基本とする前提で判断が下されていて、4訴訟での水密化対策があり得たとする事実認定を無視しているのである。取材した海渡雄一弁護士によれば、三浦反対意見は国の責任を論理的に立証する内容になっている一方で、最高裁判決は「全く事実に反している」、「めちゃくちゃな恥さらし判決」であると言う。

第三章では、再度東電の被災者に向き合う姿勢について論じている。ここで、関西訴訟の原告被災者に対して東電側が意図不明の質問を延々と続ける様子が紹介されているのだが、ここでも取材した弁護士から、結局東電側は「具体的な被害状況を語らせない姑息な法廷戦術に出た」との感想を引き出している。上記の京都訴訟での本人尋問でのやりとりについて、東電側の悪意を感じたと述べたが、ここで改めて、それはむしろ戦術として法律ビジネスを淡々とこなしていたのかも知れないと考え、その方がずっと恐ろしいことのように感じる。第三章ではそういった東電の態度変化の背景として、経営状況が厳しくなっていることを挙げている。実は第一章で国と連携して、柏崎刈羽原発再稼働により賠償財源を生み出すという目論みを持っていたことが紹介されていたのだが、再稼働ができないまま賠償負担のしかかっているというのである。そこに、「国の責任なし」の最高裁判決が出て、その約2ヶ月後には岸田政権がウクライナ戦争や非化石エネルギーなども口実として「原発回帰」

の方針を打ち出したのである。しかも最長60年としていた運転期間も延長可とした。ここまでの流れ全体が、第二章で明らかにされた人脈を通じて目論まれてきた可能性があるのである。

第三章の最後の節は「普遍的な社会保障の構築と、被害者の苦難に向き合う社会へ」と改めて被災者へ眼差しを向けているのだが、具体的にどうすればそういった社会を実現できるのか。これは私たちの課題である。実は、本書を広く知らせる必要があると感じた一方で、ためらいもあった。以前「絶望の裁判所」という新書本を読み司法の独立が形骸化していることを知らされたのであるが、本書はその第2弾とも言え、その内容はずっと衝撃的であり、人々に絶望をもたらす可能性も感じたからで

ある。本書第二章に記されているように、最高裁長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命、14名の最高裁判事は内閣が任命する。実際には最高裁長官の意見を聞いた上で閣議決定をしている。この人事の仕組みと本書で明らかにされた異常極まりない司法をとりまく実態は、現内閣の政治姿勢によって生み出され、憲法76条3項「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職責を行ひ、この憲法および法律にのみ拘束される」は空文化していると言わざるを得ない。こういった実態を広く知らしめて世論を喚起し政治を変えることで展望を切り開くことが求められている。しかも、これは、原発事故に限らず、水俣病などを含む多くの健康被害認定にも関わることであり、本書がそういった力になること信じてい。（続く）

京都支部ニュース 2024年3月号の訂正

3月13日に「日本の科学者」4月号と一緒に郵送した京都支部ニュース3月号に、原稿の一部脱落がありました。お詫びして訂正すると同時に、正しく編集した<一部訂正版>をホームページに掲載しました。また、メールアドレスの届け出のある支部会員にはメール添付で一部訂正版のpdfをお送りしました。

●郵送した修正前の版の脱落箇所：

4頁左段最下行「早稲田大教授）による判例評釈に基づいて指」と同頁右段最上行「ういう規制を行うべきだったのか）を明示し」の間

●脱落した原稿：「摘した。その問題点は、責任有無の判断に不可欠な2011年当時の国の作為義務（監督者としてどういう調査を行い事業者に対し）」

●訂正後の当該部分の文章：「まず、第1の準備書面による弁論では、上記の最高裁判決の責任論部分の問題点を2名の法学者（吉村良一立命館大教授、下山憲治早稲田大教授）による判例評釈に基づいて指摘した。その問題点は、責任有無の判断に不可欠な2011年当時の国の作為義務（監督者としてどういう調査を行い事業者に対しどういう規制を行うべきだったのか）を明示していないこと、しかもそれが、本来なら高度の安全確保義務および最新の科学技術への即応を課すべきであるにもかかわらずである。」

2024年3月14日

京都支部幹事一同

支部主催・関連行事案内

1. 京都支部4月読書会(ZOOM)

日時:4月23日(火)15:30-17:30

特集 2024年3月号「遺伝子操作の生物学とその社会的実装」

久米論文(坂本)/楠見論文(左近)/椿論文(前田)

<https://us06web.zoom.us/j/85473127775?pwd=YHsCZcMa8bCaTlw62Tb9QboiXbHrm6.1>

ミーティング ID: 854 7312 7775

パスコード: 914420

2. 第12回京都支部幹事会Ⅱ(ZOOM)

日時:4月23日(火)18:00-20:00

ZOOMアドレスは4月読書会と同じ

3. 生かそう憲法 守ろう9条 5・3憲法集会in京都

日時:2024年5月3日(祝・金) 13時30分から

場所:円山野外音楽堂(京都市東山区円山町 円山公園内)

主催団体:憲法9条京都の会及び9条改憲NO! 全国市民アクション・京都

4. 第13回京都支部幹事会Ⅱ(ZOOM)

日時:5月10日(金)18:00~20:00

5. 支部ニュース発送作業

日時:5月13日(月)13:00から

場所:京都支部事務所

6. シンポジウム「地方自治体における温室効果ガス削減計画と対策

ー実行の仕組み作り・市民参加ー」

日時:2024年5月11日(土) 14時~16時15分 (開場時間:13時30分)

開催方法:オンライン (Zoom Meeting による)

ねらい:日本の科学者 2024年2月特集「地方自治体主導の温室効果ガス削減計画と対策」の実行のための討論を行う

プログラム

執筆者による論点の提起

14:00-14:15 はじめに 自然エネルギー利用と環境保護の両立 河野 仁

14:15-14:35 省エネ再エネによる2050年にむけたCO2削減と地域発展 歌川 学

14:35-14:45 自治体の脱炭素政策をどう改善すべきか 上園昌武

14:45-14:55 脱炭素社会の担い手と中間支援 豊田陽介

14:55-15:10 政策決定プロセスにおける若者世代の関与 今井絵里菜

15:10-16:10 討論

16:10-16:15 おわりに 河野 仁

主催:日本科学者会議中長期気候目標研究委員会 JSA-ACT

協賛:気候ネットワーク, 日本環境学会, 公害・地球環境問題懇談会

参加ご希望の方は JSA-ACT ホームページ(<https://act.jsa.gr.jp/>)の「シンポジウム参加申し込み」のページから5月4日までに申し込んでください。参加方法をメールでお知らせします。

7. JSA 京都支部第5回市民講座

日時:2024年5月19日(日)10:00~12:00

方式:ZOOM+対面のハイブリッド

会場:龍谷大学深草学舎22号館103教室

講演:西山勝夫氏(滋賀医科大学名誉教授)

岡田知弘氏(京都大学名誉教授)

<https://us06web.zoom.us/j/83007264949?pwd=AZ1XW7YbJohGOuWq7bhcQi0tzOqDdN.1>

ミーティング ID: 830 0726 4949

パスコード: 949097

9. 2023年度JSA京都支部定期大会

日時:2024年5月19日(日)13:00~16:30

方式:ZOOM+対面のハイブリッド

会場:龍谷大学深草学舎22号館103教室

(ZOOMアドレスは午前中の第5回市民講座と同じ)

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況(4月1日現在)

一般会員: 155(年度末退会9, 転入1, 転籍1)

特別会費会員: 3

家族割り特別会費会員: 2

若手会員: 12(年度末退会1)

【会員合計】 172人 読者: 3人

※休会 一般 3, 若手 1

2. 会費納入状況

(3月31日現在 ※ 年度末異動前の会員数に対する納入状況)

一般 153/164 特別 3/3 家族 2/2 若手 8/13

3. 2024年3月決算

2023年度累計	2023年度(2024年)3月決算
収入累計 2,621,896 円	3月收入合計 81,420 円
支出累計 2,647,061 円	3月支出合計 226,198 円
収支累計 △ 25,165 円	3月分収支 △144,778 円
前年度繰越金 200,451 円	前月繰越金 320,064 円